

## 原子力規制における検査制度の見直しに伴う保安規定（変更）認可申請について

### 1. 変更の概要

令和2年9月18日付け東許第20009号をもって、核燃料物質の加工の事業に係る保安規定の変更について、申請する。今回の変更は、2020年4月1日の法令改正に基づく新たな検査制度に対応するため、規定の削除、追加及び変更を行うものである。保安規定の章構成を図1に示す。また、保安規定の変更の概要を表1に示す。

### 2. 変更の理由

- (1) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）」及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加及び変更する。

（第3条の3、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の4、第4条の5、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6、第8条、第9条、第10条、第10条の2、第10条の3、第11条、第11条の2、第11条の3、第11条の4、第12条、第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5、第12条の6、第12条の7、第12条の8、第12条の9、第12条の10、第12条の11、第12条の12、第12条の13、第12条の14、第12条の15、第12条の16、第12条の17、第12条の18、第12条の19、第13条、第13条の2、第13条の3、第14条、第14条の2、第14条の3、第15条、第15条の2）

- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。

（第3条の2（削除）、第4条の2、第29条（削除して第62条の6第7項に移管）、第30条、第30条の2、第30条の3、第32条、第36条の2（削除して第30条の2に移管）、第36条の3（削除して第30条の2に移管）、第36条の4（削除して第30条の2に移管）、第36条の5（削除して第30条の2に移管）、第36条の6（削除して第30条の2に移管）、第45条の2、第58条、第59条の2、第59条の3、第59条の4、第60条（削除）、第61条（削除）、第62条（削除）、第62条の2、第62条の3、第62条の4、第62条の5、第62条の6、第62条の7、第62条の8、第62条の9、第62条の10、第62条の11、第95条（削除）、第96条（削除）、第97条（削除））

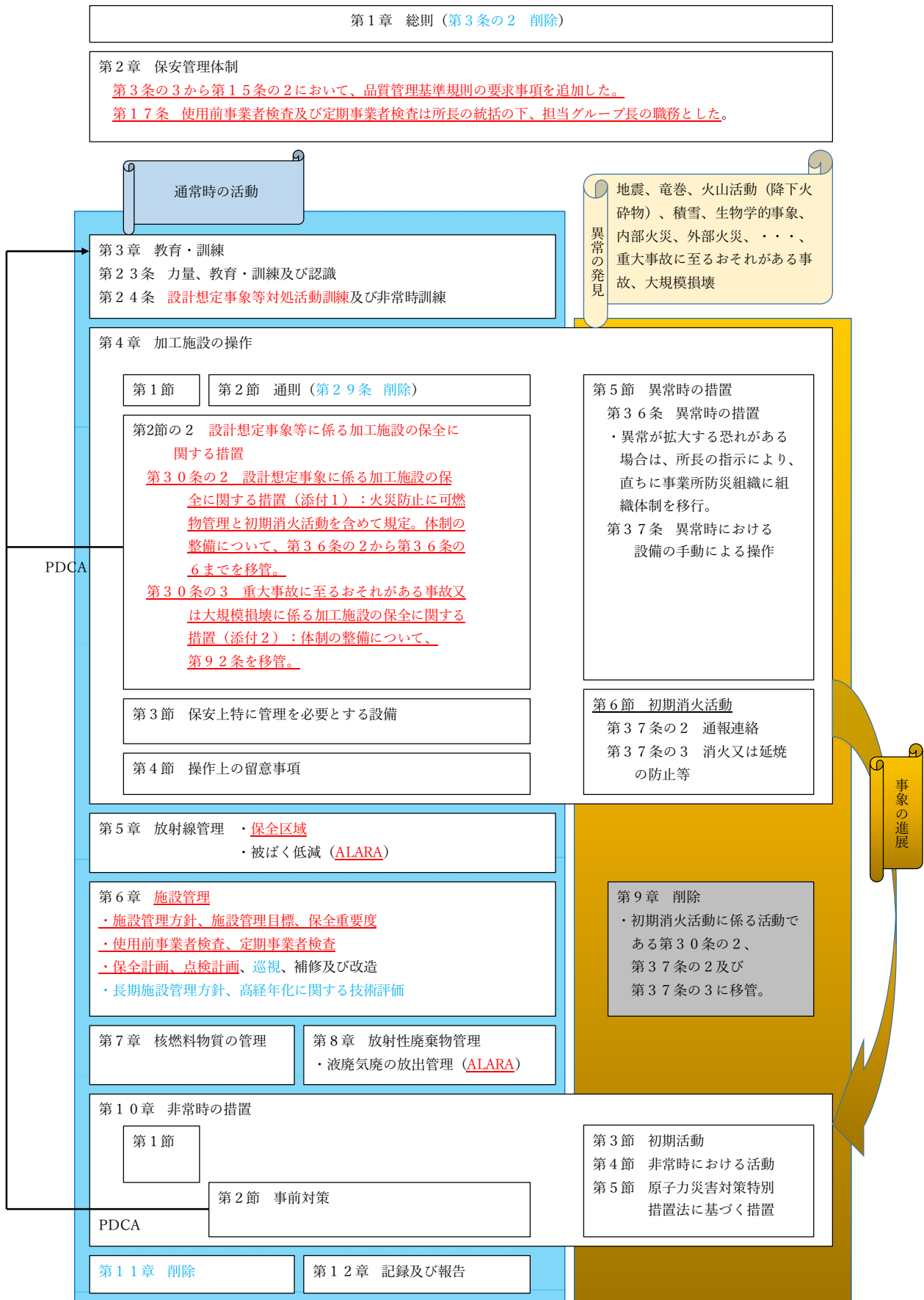
- (3) 加工規則第7条の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、別表18の保安に関する記録を変更する。  
（別表18）
- (4) 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。  
（第15条の3、第17条、第19条、第21条、第23条、第24条、第25条、第34条、第38条、第53条、第58条、第59条、第59条の5、第85条、第97条※、別図3、別図5、別表2、別表10、別表11、別表13（削除）、別表13の2、別表18、別表19、添付1、添付2）
- (5) その他の記載の適正化を行う。（第1条、第16条、第17条、第18条、第19条、第21条、第30条の2、第30条の3、第36条、第37条、第37条の2、第37条の3、第40条、第46条の2、第47条、第50条、第52条、第57条、第65条の2、第71条、第74条、第75条、第76条（削除）、第77条（削除）、第78条（削除）、第79条（削除）、第80条（削除）、第81条、第82条、第87条、第90条、第91条、第92条（削除）、第92条※、第93条※、第97条※、第98条※、別表16、別表18、附則）
- ※第92条の削除に伴う条項番号の繰り上げに関する変更であり、繰り上げ後の条項番号を記載。

### 3. 章構成、主な変更内容について

検査制度の見直しに伴い、保安規定の条項の主な改廃、見直しを以下のとおり行った。

- ・ 安全文化の育成及び維持は保安活動の中で展開するものであることから関連条文において定めるとともに、第3条の2を削除。
- ・ 基本的に従前の章構成を継承しつつ、品質マネジメントシステムへの要求事項への対応のため、第2章（第3条の3から第15条の3）の関連する条文を追加又は変更した。この際、業務プロセスを再整理し、個別業務として6つの章（第4章「加工施設の操作」、第5章「放射線管理」、第6章「施設管理」、第7章「核燃料物質の管理」、第8章「放射性廃棄物管理」、第10章「非常時の措置」）の業務（以下6業務という。）とすることを、第11条において明確化した。なお、第12条から第12条の7の設計関連及び第12条の8から第12条の10の調達関連の追加及び変更については、従前からの下位文書への展開において遜色なく、既存の設計結果及び調達結果に大きな影響を与えるものではない。
- ・ 第2章第5節「評価及び改善」においては、是正処置及び予防処置に加え「不適合その他の事象」も対象とし、幅広い改善措置活動として追加及び変更された事項等に関し、二次文書である評価・改善基準に取り込んで展開し対応する。
- ・ 第13条の3（機器等の検査等）では、保安品質マネジメントシステムとして検査の独立性の確保を明確化し、第6章「施設管理」に定めた担当グループ長による使用前事業者検査等の実施とも整合させるとともに、第17条（職務）に反映した。
- ・ 加工規則の用語に倣い「設計想定事象等」について第24条等にて文章表現の適正化を行った。また、初期消火活動が設計想定事象である火災の防止の一貫であるため、これに取り込んで整理したことで、第76条から第80条を削除した。
- ・ 第45条の2（保全区域）を追加した。保全区域は、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外のものであることから、別図3に示す場所とし、標識等による区別、必要に応じ立入制限等の管理措置を周辺監視区域基準に定める。
- ・ 第50条（被ばくの低減措置）、第74条（放射性液体廃棄物）、第75条（放射性気体廃棄物）において、ALARAの精神に基づく活動であることを明確にした。

- ・ 第 6 章「施設管理」は、従前の保守管理を踏まえて、保全の有効性評価を行い施設管理の有効性評価を行うよう、以下の見直しを行った。この際、第 4 章「加工施設の操作」第 29 条（巡視・点検）を削除し、「巡視」と「点検」に整理して第 6 章「施設管理」に取り込んだ。
  - 使用前事業者検査、定期事業者検査に関する事項を追加。
  - 施設管理方針に基づき、保全重要度に応じた施設管理目標を定めることを追加。
  - 保全対象範囲（許可及び設工認に基づく安全機能を有する施設、その他自ら定める施設）を策定し、保全対象に保全重要度を設定し、保全重要度に応じた保安活動の実施を追加。
  - 保全重要度を踏まえ、保全活動管理指標を設定し、保全活動管理指標の目標値を設定し、見直し、監視計画を策定し、実施し、結果を記録することを追加。
  - 保全計画、点検計画、設計及び工事の計画、毎日 1 回巡視、特別な保全計画を追加。
  - 第 11 条「定期評価」を削除し、高経年化に関する技術評価と長期施設管理方針を追加。
  - 第 23 条に使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として、該当する要員に対する教育・訓練の実施及び検査員の認定を追加。



ALARA：合理的に達成可能な限り放射線被ばく（放射性物質濃度）を低減する。放射線防護の基本的考え方。

図1 保安規定の章構成

表1 保安規定の変更の概要

章構成（章節条を削除、新設又は変更する箇所を赤字で記す。）		変更の概要（－：変更なし。）	
第1章 総則	第1条 目的	変更。（記載の適正化。）	
	第2条 適用範囲	－	
	第3条 関係法令及び保安規定の遵守	－	
	第3条の2 安全文化の醸成	削除。（安全文化の育成及び維持は保安活動の中で展開し、他の条において規定。）	
第2章 保安管理体制	第1節 保安品質マネジメントシステム	第3条の3 保安品質マネジメントシステムの目的	新設。（品質管理基準規則及び同規則の解釈に基づき許可を受けたところにより、原子力の安全を確保する。）
		第3条の4 定義	新設。（品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈の例に倣う他、この規定で用いる用語の定義（保安〇〇）を追加する。）
		第3条の5 保安品質マネジメントシステムの適用範囲	新設。（品質管理基準規則第6条第1項第3号に基づいて規定を追加。）
		第4条 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項	変更。（安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。）
		第4条の2 保安品質マネジメントシステムの文書化。	新設。（保安文書に施設管理方針、施設管理目標等を追加。）
		第4条の3 保安品質マニュアル	新設。（保安品質マニュアルとして保安品質保証計画書を定める。）
		第4条の4 文書の管理	新設。（旧第11条第2項の文書管理に関連する事項を詳細化。）
		第4条の5 記録の管理	新設。（第97条に加えて、品質マネジメントシステムとして記録の管理を規定。）
		第2節 経営責任者等の責任	第5条 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ
	第5条の2 原子力の安全の確保の重視		新設。（原子力安全の確保の重視を明確化。）
	第6条 保安品質方針		変更。（安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。）
	第7条 保安品質目標		変更。（保安品質目標の詳細化。）
	第7条の2 保安品質マネジメントシステムの計画		新設。（業務の計画として定める基準への要求として、明確化。）
	第7条の3 責任及び権限		変更。（旧第5条の規定に相当。）
	第7条の4 保安品質マネジメントシステム管理責任者		新設。（旧条文の規定との関連において、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者とする。安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。）
	第7条の5 管理者		新設。（保安管理組織における各部長及び各グループ長が管理者であることを明確化。安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。）
	第7条の6 組織の内部の情報の伝達		新設。（旧条文の規定との関連により、保安委員会及び核燃料安全委員会を含む。）
	第8条 マネジメントレビュー		変更。（旧第8条の詳細化。）

章構成（章節条を削除、新設又は変更する箇所を赤字で記す。）		変更の概要（－：変更なし。）	
		第9条 マネジメントレビューに用いる情報	変更。（旧第9条の詳細化。安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。）
		第10条 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	変更。（旧第10条の詳細化。安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。）
	第3節 資源の確保	第10条の2 資源の確保	新設。（資源の確保について各基準に規定することを明確化。）
		第10条の3 要員の力量の確保及び教育訓練	新設。（第3章の教育・訓練の規定に加え、要員の確保としての規定を追加。）
	第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第11条 個別業務に必要なプロセスの計画	変更。（旧第11条の業務プロセスを再整理し、個別業務として後述6つの章（第4章「加工施設の操作」、第5章「放射線管理」、第6章「施設管理」、第7章「核燃料物質の管理」、第8章「放射性廃棄物管理」、第10章「非常時の措置」）の6業務とすることを明確化。）
		第11条の2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	新設。（個別業務の計画として定める基準及び関連標準において規定することを明確化。）
		第11条の3 個別業務等要求事項の審査	
		第11条の4 組織の外部の者との情報の伝達等	
		第12条 設計・開発計画	変更。（旧第12条第2項の設計・開発管理に関する基準において規定することを明確化。）
		第12条の2 設計・開発に用いる情報	
		第12条の3 設計・開発の結果に係る情報	
		第12条の4 設計・開発レビュー	
		第12条の5 設計・開発の検証	
		第12条の6 設計・開発の妥当性確認	
		第12条の7 設計・開発の変更の管理	
		第12条の8 調達プロセス	
		第12条の9 調達物品等要求事項	
		第12条の10 調達物品等の検証	
		第12条の11 個別業務の管理	新設。（個別業務としての6業務について規定する事項の明確化。）
		第12条の12 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	新設。（妥当性確認に係る業務の計画としての各基準との関連において、明確化。）
第12条の13 識別管理		新設。（機器等及び個別業務についての識別し管理することを明確化。）	
第12条の14 トレーサビリティの確保			
第12条の15 組織の外部の者の物品	新設。（組織の外部の者の物品の管理を明確化。）		
第12条の16 調達物品の管理	新設。（調達物品の管理を明確化。）		
第12条の17 監視測定のための設備の管理	新設。（施設管理の基準との関連において、明確化。）		

章構成（章節条を削除、新設又は変更する箇所を赤字で記す。）		変更の概要（－：変更なし。）
第5節 評価及び改善	第12条の18 監視測定、分析、評価及び改善	新設。（旧第14条の詳細化。評価・改善基準との関連において、明確化。）
	第12条の19 組織の外部の者の意見	
	第13条 保安内部監査	変更。（旧第13条の詳細化。）
	第13条の2 プロセスの監視測定	新設。（旧第14条の詳細化。評価・改善基準との関連において、明確化。）
	第13条の3 機器等の検査等	新設。（第6章施設管理との関連も踏まえつつ、担当グループ長による使用前事業者検査等の実施については第17条職務の規定と整合させるとともに、検査の独立性の確保等、保安品質マネジメントシステムとして明確化。）
	第14条 不適合の管理	変更。（旧第14条の詳細化。）
	第14条の2 データの分析及び評価	新設。（旧第14条の詳細化。）
	第14条の3 継続的な改善	
	第15条 是正処置等	変更。（是正処置及び予防処置に加え「不適合その他の事象」も対象とし、幅広い改善措置活動として、明確化。安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。）
	第15条の2 未然防止処置	新設。（他の施設から得られた知見の反映については従来のとおり、適切な未然防止処置を行うことの明確化。）
	第15条の3 情報の共有及び公開	変更。（旧第15条の2。）
	第6節 組織及び職務	第16条 保安活動を行う者の組織
第17条 職務		変更。（業務管理部長の職務に保全区域の管理を追加。検査に係る責任と権限として、各部長の職務のうち施設管理から検査を除いた業務を規定するとともに、所長の総括の下での保安活動として担当グループ長の職務に検査を追加。）
第7節 核燃料取扱主任者	第18条 核燃料取扱主任者の選任	変更。（「指揮監督を受けるもの」を「指揮監督を受ける者」に記載の適正化。）
	第19条 核燃料取扱主任者の職務	変更。（保安検査、施設定期検査等の廃止、事業者検査の追加、設計想定事象等の記載の適正化。）
	第20条 意見等の尊重	－
第8節 核燃料安全委員会	第21条 核燃料安全委員会	変更。（保安検査、施設定期検査等の廃止、事業者検査の追加、設計想定事象等の記載の適正化。）
	第22条 答申及び勧告の尊重	－
第3章 教育・訓練	第23条 力量、教育・訓練及び認識	変更。（使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として、当該要員に対する教育・訓練の実施及び検査員の認定を追加。）
	第24条 設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練	変更。（初期消火活動訓練と事故等対処活動訓練を合わせて設計想定事象等対処活動訓練とし、適正化。）
	第25条 加工施設の操作に係る計画及び実施	変更。（第29条（巡視・点検）の削除及び設計想定事象に係る記載の適正化。）

章構成（章節条を削除、新設又は変更する箇所を赤字で記す。）		変更の概要（－：変更なし。）	
第4章 加工施設の操作	第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善	第26条 加工施設の操作に係る評価及び改善	－
	第2節 通則	第27条 加工施設の使用	－
		第28条 操作員の確保	－
		第29条 巡視・点検	削除。（巡視は第6章（施設管理）第62条の6（保全計画の策定）第7項に移管。点検も施設管理の一貫として規定）
		第30条 操作上の一般事項	変更。（教育・訓練、周知徹底すべき事項に「引継時に実施すべき事項」を明確化。）
	第2節の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置	第30条の2 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置	新設。（初期消火活動を含む設計想定事象について記載を適正化するとともに、巡視による火災の早期発見も明確化した。）
		第30条の3 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置	新設。（重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊について、記載を適正化。）
	第3節 保安上特に管理を必要とする設備	第31条 保安上特に管理を必要とする設備	－
		第32条 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保	変更。（「巡視・点検」を「巡視、点検」に、「施設定期自主検査」を「定期事業者検査」に、記載を適正化。）
	第4節 操作上の留意事項	第33条 臨界安全管理	－
		第34条 漏えい管理	変更。（「始業前点検」を「設備の運転開始に先立って行う確認」とし、操作の一貫としての位置づけを明確化。）
		第35条 火災及び爆発の防止	－
	第5節 異常時の措置	第36条 異常時の措置	変更。（第30条の2の変更との関連で、記載を適正化。）
		第36条の2 火災及び爆発発生時の体制の整備	削除。（体制の整備について、第30条の2に移管した。）
		第36条の3 内部溢水発生時の体制の整備	削除。（体制の整備について、第30条の2に移管した。）
		第36条の4 火山活動（降灰）及び積雪発生時の体制の整備	削除。（体制の整備について、第30条の2に移管した。）
		第36条の5 竜巻発生時の体制の整備	削除。（体制の整備について、第30条の2に移管した。）
第36条の6 その他自然現象発生時の体制の整備		削除。（体制の整備について、第30条の2に移管した。）	
第37条 異常時における設備の手動による作動		変更。（設備異常時の停止について、第36条第2項に移管した。）	
第6節 初期消火活動	第37条の2 通報連絡	新設。（通報連絡について第79条から移管した。）	
	第37条の3 消火又は延焼の防止等	新設。（消火又は延焼の防止等について第80条から移管した。）	



章構成（章節条を削除、新設又は変更する箇所を赤字で記す。）		変更の概要（－：変更なし。）	
第5章 放射線管理	第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善	第38条 放射線管理に係る計画及び実施	変更。（第45条の2（保全区域）の追加に伴う適正化。）
		第39条 放射線管理に係る評価及び改善	－
	第2節 区域管理	第40条 管理区域	変更。（鍵括弧の位置を適正化した。）
		第41条 管理区域の区分	－
		第42条 管理区域の特別措置	－
		第43条 飲食及び喫煙の禁止	－
		第44条 管理区域への出入管理	－
		第45条 第1種管理区域への出入管理	－
		第45条の2 保全区域	新設。（標識等による区別、必要に応じ立入制限等、周辺監視区域基準に規定。）
		第46条 周辺監視区域	－
		第46条の2 加工施設への人の不法な侵入等の防止	変更。（核燃料物質の移動当たって、従う条項番号を追加した。）
	第3節 被ばく管理	第47条 管理上の人の区分	変更。（一時立入として、現地検査官のフリーアクセスが含まれることを明確化。）
		第48条 線量限度	－
		第49条 線量の評価及び通知	－
		第50条 被ばくの低減措置	変更。（ALARAの明確化。）
		第51条 床、壁等の除染	－
	第4節 線量当量等の測定	第52条 線量当量等の測定	変更。（放射線管理に必要な情報の適切な場所への表示について第36条から移管した。）
		第53条 放射線測定器類の管理	変更。（放射線測定器類の年1回の点検を施設管理の一貫として「保全計画における点検計画」に位置付けた。）
	第5節 物品移動の管理	第54条 第1種管理区域外への移動	－
		第55条 管理区域外への移動	－
第56条 周辺監視区域内の運搬		－	
第57条 周辺監視区域外への運搬		変更。（周辺監視区域外への運搬に関する規則を明確にした。）	
第6章 施設管理	第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	第58条 施設管理に係る計画及び実施	変更。（PDCAにおいて、使用前事業者検査、定期事業者検査、施設管理方針、施設管理目標、保全重要度、保全計画等を追加。工事監理に関連する補修、改造、給排気停止の措置は変更なし。）
		第59条 施設管理に係る評価及び改善	
	第1節の2 使用前事業者検査	第59条の2 使用前事業者検査の実施	新設。（加工施設の技術基準へ適合することの確認のため、使用前事業者検査の実施について、所長総括の下、担当グループ長が検査責任者として実施する。独立性：検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員を配置する。）

章構成（章節条を削除、新設又は変更する箇所を赤字で記す。）		変更の概要（－：変更なし。）
第1節の3 定期事業者検査	第59条の3 定期事業者検査の実施	新設。（加工施設の技術基準へ適合すること定期的な確認のため、定期事業者検査の実施について、所長総括の下、担当グループ長が検査責任者として実施する。独立性：検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員を配置する。施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については検査免除することを明確にした。）
	第59条の4 定期事業者検査の報告	新設。（グループ長から所長、核取へ報告するとともに環安部長へ通知し、これを環安部長がとりまとめ、定期事業者検査報告書を作成する。）
第1節の4 計器及び放射線測定器の校正	第59条の5 計器及び放射線測定器の校正	新設。（使用前事業者検査と定期事業者検査に共通的な、旧第61条第2項及び第3項相当の規定としたもの。）
第2節 施設定期自主検査	第60条 施設定期自主検査	削除。
	第61条 施設定期自主検査項目	
	第62条 施設定期自主検査結果の報告	
第2節の2 施設管理の実施に関する計画	第62条の2 施設管理方針及び施設管理目標	新設。（社長の定める施設管理方針に基づいて、保全重要度に応じた施設管理目標を定める。施設管理の有効性評価を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。）
	第62条の3 保全対象範囲の策定	新設。（許可及び設工認に基づく安全機能を有する施設、その他自ら定める施設として、保全対象を選定。）
	第62条の4 保全重要度の設定	新設。（保全対象について保全重要度を設定。保全重要度に応じた保安活動とする。）
	第62条の5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	新設。（保全の有効性評価のため、保全重要度を踏まえ、保全活動管理指標を設定し、保全活動管理指標の目標値を設定、見直し、監視計画を策定、実施し、結果を記録する。）
	第62条の6 保全計画の策定	変更。（旧第62条の2を継承して詳細化。各部長は、保全計画を策定する（第1、2、3項）。設備管理部長は、高経年化に関する技術評価を実施し、長期施設管理方針を策定する（第4項）。各部長は、別表13の2に示す点検を含めて、点検計画を策定する（第5項）。担当部長は、設計及び工事の計画を策定する（第6項）。各部長は、毎日1回巡視を行わせる（第7項）。各部長は、特別な保全計画を策定する（第8条）。
	第62条の7 保全の実施	新設。（各部長は、保全計画に従って保全を実施する。必要な設計・開発は第12条による設計・開発管理を実施し、補修及び改造はそれぞれ第63条及び第64条の（工事）作業計画による工事管理を実施する。）
	第62条の8 保全の結果の確認・評価	新設。（各部長は、保全の結果から、所定の機能を発揮し得る状態にある「一定の期間」を評価する。）

章構成（章節条を削除、新設又は変更する箇所を赤字で記す。）		変更の概要（－：変更なし。）	
		第 62 条の 9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置	新設。（プロセスの監視は第 2 章第 5 節第 14 条から第 15 条の 2 の各条に基づいて、不適合管理等を行う。第 4 項は、旧第 62 条の 2 第 2 項の情報共有に相当する。）
		第 62 条の 10 保全の有効性評価	新設。（設備管理部長は保全の有効性評価を行い、核燃料安全委員会へ報告する。）
		第 62 条の 11 施設管理の有効性評価	新設。（設備管理部長は施設管理の有効性評価を行い、所長へ報告する。）
	第 3 節 補修及び改造	第 63 条 補修	－
		第 64 条 改造	－
第 4 節 給排気設備の停止に係る措置	第 65 条 給排気設備の停止に係る措置	－	
第 5 節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持	第 65 条の 2 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持	変更。（新規制基準対応工事の対象設備等が設工認に従って工事を完了し、適合性の確認を受けるまでの間、定期事業者検査と保全計画により機能維持することを第 1 項に規定。旧法での認可を受けた設工認については使用前検査が継続する旨の経過措置として、第 1 項と同じく機能維持することを第 2 項に規定。）	
第 7 章 核燃料物質の管理		第 66 条 核燃料物質の管理に係る計画及び実施	－
		第 67 条 核燃料物質の管理に係る評価及び改善	－
		第 68 条 核燃料物質の受入れ、払出し	－
		第 69 条 核燃料物質の運搬	－
		第 70 条 核燃料物質の貯蔵	－
第 8 章 放射性廃棄物管理		第 71 条 放射性廃棄物管理に係る計画及び実施	変更。（放射線管理基準に放射性廃棄物でない廃棄物の管理を含めることを明確にした。）
		第 72 条 放射性廃棄物管理に係る評価及び改善	－
		第 72 条の 2 廃棄物の仕掛品	－
		第 73 条 放射性固体廃棄物	－
		第 74 条 放射性液体廃棄物	変更。（ALARA の明確化。）
		第 75 条 放射性気体廃棄物	変更。（ALARA の明確化。）
		第 75 条の 2 放射性廃棄物でない廃棄物	－
第 9 章 削除	第 1 節 削除	第 76 条 初期消火活動に係る計画及び実施	削除。（第 30 条の 2 に移管した。）
		第 77 条 初期消火活動に係る評価及び改善	削除。（第 30 条の 2 に移管した。）
	第 2 節 削除	第 78 条 初期消火活動のための体制の整備	削除。（第 30 条の 2 に移管した。）
	第 3 節 削除	第 79 条 通報連絡	削除。（第 37 条の 2 に移管した。）
		第 80 条 消火又は延焼の防止等	削除。（第 37 条の 3 に移管した。）
	第 1 節 非常時の措	第 81 条 非常時の措置に係る計画及び実施	変更。（第 92 条の削除に伴う参照する条項番号を繰り上げた。）

章構成（章節条を削除、新設又は変更する箇所を赤字で記す。）		変更の概要（－：変更なし。）	
第10章 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善	第2節 事前対策	第82条 非常時の措置に係る評価及び改善	変更。（第92条の削除に伴う参照する条項番号を繰り上げた。）
		第83条 非常対策組織	－
		第84条 非常時の要員	－
		第85条 非常時用資機材の整備	変更。（第29条（巡視・点検）の削除に伴う引用条文の適正化。）
		第86条 通報系統	－
		第87条 非常時の処置要領	変更。（非常時の措置に関する訓練等の活動を示す条項番号を追加した。）
	第3節 初期活動	第88条 通報	－
		第89条 応急措置	－
	第4節 非常時における活動	第90条 非常時体制の発令	変更。（応急処置を行った者の必要に応じた実施組織への引継ぎと防災組織活動への移行を追加した。）
		第91条 対策活動	変更。（重大事故に至るおそれがある事故等の場合に、報告及び必要な措置の協議について、第92条から移管した。）
		第91条の2 緊急作業に係る線量限度等	－
		第92条 非常時体制の解除	削除。（重大事故に至るおそれがある事故等の場合に、報告及び必要な措置の協議について、第91条に移管した。） 変更。（第92条の削除に伴い、第93条以降の条項番号を繰り上げた。）
	第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	第93条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	変更。（第92条の削除に伴い、第93条以降の条項番号を繰り上げた。）
第11章 定期評価	第95条 定期評価に係る計画及び実施	削除。（日常の保安活動については保安品質マネジメントシステムの仕組の中で評価及び改善が行うことを踏まえて削除することとし、経年変化に関する技術的な評価と長期保全計画は施設管理に継承して規定した。）	
	第96条 定期評価に係る評価及び改善		
	第97条 加工施設の定期的な評価		
第12章 記録及び報告	第97条 記録	変更。（品質保証計画→品質マネジメントシステム。また、第92条の削除に伴い、第93条以降の条項番号を繰り上げた。）	
	第98条 報告	変更。（第92条の削除に伴い、第93条以降の条項番号を繰り上げた。）	
附則		変更。（施行期日について、条項ごとの適用時期を明確にし、附則を追加した。）	
別図	別図1 東海事業所保安管理組織	－	
	別図2 管理区域図	－	
	別図3 保全区域及び周辺監視区域図	変更。（保全区域の追加。）	
	別図4 再生濃縮ウランを含む廃棄物の保管場所	－	

章構成（章節条を削除、新設又は変更する箇所を赤字で記す。）	変更の概要（－：変更なし。）	
	別図 5 保安活動関連文書階層図	変更。（別図から移動した。また、保安品質マニュアル、施設管理方針、施設管理目標の追加等。）
別表	別表 1 保安教育項目	－
	別表 1 の 2 緊急作業についての教育・訓練	－
	別表 2 核燃料物質等を取り扱う加工施設	引用条項変更。（内容は変更なし。）
	別表 3 保安上特に管理を必要とする設備	－
	別表 4 臨界安全管理に係る核的制限値	－
	別表 5 火災及び爆発の防止のための措置	－
	別表 6 身体及び身体に着用している物の表面密度	－
	別表 7 放射線業務従事者に係る線量限度	－
	別表 8 線量の評価項目及び頻度	－
	別表 9 線量当量等の測定	－
	別表 10 線量当量等の測定方法	変更。（個人被ばくの測定方法として、電子線量計を追加した。また、外部放射線に係る線量当量の測定方法として、モニタリングポストを追加した。）
	別表 11 放射線測定器類	変更。（個人線量計を追加した。）
	別表 12 物品移動に係る限度値	－
	別表 13 施設定期自主検査	削除。（第 61 条関係）
	別表 13 条の 2 定期事業者検査、点検及び巡視	新設。（第 59 条の 3、第 62 条の 6 第 5 項、第 7 項関係）
	別表 14 核燃料物質の受入仕様	－
	別表 15 核燃料物質の最大貯蔵数量	－
	別表 16 周辺監視区域の外側の境界における空气中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値	引用条項変更。（内容は変更なし。）
	別表 17 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度	
別表 18 保安に関する記録	変更。（加工規則第 7 条並びに第 3 条の 4 の 3（使用前事業者検査）及び第 3 条の 11（定期事業者検査）の記録、従前の別表 18 を準用する記録を明確化。）	
別表 19 規則、基準リスト	変更。（保安品質マニュアルの追加等、今回の変更を反映。）	
添付 1 設計想定事象対応に係る実施方針	添付 1 のタイトル、項目名に「設計想定事象」を用語として用いて適正化した。規定する事項の内容は変更なし。	
添付 2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針	添付 2 のタイトルを「加工施設の保全のための活動」から「加工施設の必要な機能を維持するための活動」に適正化した。規定する事項の内容は変更なし。	

章構成（章節条を削除、新設又は変更する箇所を赤字で記す。）	変更の概要（－：変更なし。）
添2表1	－
添2表2 資機材一覧	－